

ノロウイルス食中毒注意報の発令を実施します。

ノロウイルスによる食中毒の発生が予測される場合に発令します。



なぜ発令されるようになったの？

ノロウイルスによる食中毒は、毎年全国の食中毒患者数の約半数を占め、特に冬期(11月～2月)に多く発生し、大規模な食中毒になりやすいことから、予防対策の一環として行うことになりました。

データでみると

ノロウイルスによる食中毒は、

◆患者数で第1位



◆冬期に多い



◆大規模な食中毒になりやすい

ノロウイルス 34.3人

その他 9.7人

食中毒1件あたりの患者数

※出典：食中毒統計（平成28～令和2年の平均。病因物質が判明している食中毒に限る）

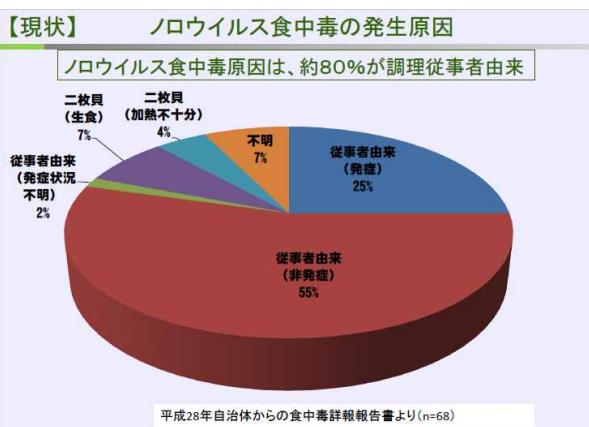
発令の基準は？



県内の医療機関から毎週報告を受けている感染性胃腸炎の患者数の平均が、5人を上回った場合やノロウイルス食中毒が1か月以内に2件以上発生した場合に発令します。



なぜ発令基準が感染性胃腸炎の患者数なの？



毎年冬期に患者数が増加する感染性胃腸炎のほとんどがノロウイルスによるものです。

また、ノロウイルスの食中毒のほとんどが、調理従事者の手指等を介して食品を汚染することで発生しています。

このことから、ノロウイルスの患者数が多くなると、調理従事者が感染する機会も増えることから、患者数を発令の基準としました。



どうしたら発令を知ることができるの？

食の安全・安心わかやまメールマガジンで配信しております。他にも、防災わかやまメールや、和歌山放送のラジオスポットで放送、県のホームページへ掲載してお知らせします。

メールマガジン登録



スマホ、パソコンの方は
こちらから

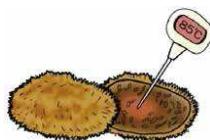
発令されたら何に気を付ければいいの？



1 最も有効な予防対策は「手洗い」です。

トイレのあとや調理前、食事の前には衛生的手洗いをしましょう。

2 食品を十分に加熱しましょう。



中心温度 85℃から 90℃で 90秒以上加熱して食べましょう。

3 調理器具の洗浄、消毒を徹底しましょう。

洗剤を用いて、調理器具等をよく洗った後、素系漂白剤（塩素濃度 200ppm）で浸す、拭くなどして消毒を徹底しましょう。

85°C1 分以上の熱水洗濯も有効です。

4 ふん便やおう吐物を適切に処理しましょう。



ふん便やおう吐物を処理する際には、換気をしながら、使い捨ての手袋・マスク・ガウン等を着用し、感染しないように注意しましょう。

汚染された床やトイレは乾燥させないようにして、速やかに塩素系漂白剤（塩素濃度 1000ppm）で消毒しましょう。



消毒剤のうすめ方



お問い合わせ先

和歌山県庁 食品・生活衛生課 TEL 073-441-2624
e-mail e0316003@pref.wakayama.lg.jp

和歌山県